

科学技術イノベーション政策推進専門調査会 の設置等について（案）

平成 23 年 8 月 11 日

総合科学技術会議

平成 25 年 9 月 13 日

一部改正

平成 26 年 5 月 23 日

一部改正 総合科学技術・イノベーション会議

平成 28 年 3 月 28 日

一部改正

- 1 総合科学技術・イノベーション会議令第 2 条第 1 項に基づき、
総合科学技術・イノベーション会議に科学技術イノベーション政策推進専門調査会を設置する。

科学技術イノベーション政策推進専門調査会は、第 5 期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略に沿った政策や施策の確実な推進を図るため、科学技術に関する基本的な政策や施策の推進に係る事項について調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術・イノベーション会議令第 1 条第 1 項に基づき、
総合科学技術・イノベーション会議に、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考1)

1. 検討事項

第5期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略に掲げられた事項のうち、科学技術イノベーション推進の基本的考え方、未来に果敢に挑戦する人材の強化、基盤的な力の強化、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築、社会との関係深化、推進機能の強化等、横断的に取り組む事項に関する専門的な検討

第5期科学技術基本計画に掲げた施策の実施状況についての把握及び主要指標等による我が国における科学技術イノベーションの状況の把握と更なる推進策の検討、第6期科学技術基本計画を見据えた検討

科学技術イノベーション総合戦略の策定、同戦略に掲げた施策の実施状況について把握及び主要指標等による我が国における科学技術イノベーションの状況の把握と更なる推進策の検討

等

2 . その他

1 . の検討に当たっては、必要に応じて「重要課題専門調査会」と連携する。

(参考 2)

総合科学技術・イノベーション会議令（平成 26 年政令第 184 号）〔抜粋〕
（専門委員）

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術会議（以下「会議」という。）の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（専門調査会）

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

「科学技術イノベーション政策推進専門調査会」の設置等について（平成 23 年 8 月 11 日総合科学技術・イノベーション会議）
 （傍線部分は改正部分）

現行	改正案
<p>科学技術イノベーション政策推進専門調査会の設置等について 平成 23 年 8 月 11 日 総合科学技術会議 平成 25 年 9 月 13 日 一部改正 平成 26 年 5 月 23 日 一部改正 総合科学技術・イノベーション会議</p> <p>1 総合科学技術・イノベーション会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に科学技術イノベーション政策推進専門調査会を設置する。 科学技術イノベーション政策推進専門調査会は、第 4 期科学技術基本計画に沿った政策の確実な推進を図るため、<u>中長期的な観点から</u>、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う。</p>	<p>科学技術イノベーション政策推進専門調査会の設置等について 平成 23 年 8 月 11 日 総合科学技術会議 平成 25 年 9 月 13 日 一部改正 平成 26 年 5 月 23 日 一部改正 総合科学技術・イノベーション会議 <u>平成 28 年 3 月 28 日</u> <u>一部改正</u></p> <p>1 総合科学技術・イノベーション会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に科学技術イノベーション政策推進専門調査会を設置する。 科学技術イノベーション政策推進専門調査会は、第 5 期科学技術基本計画及び科学技術イノベーション総合戦略に沿った政策や<u>施策</u>の確実な推進を図るため、科学技術に関する基本的な政策や<u>施策</u>の推進に係る事項について調査・検討を行う。</p>

2 総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

2 総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に、科学技術に関する基本的な政策の推進に係る事項について調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。